

三 指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合、当該特別勘定残額
四 指定期間内に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき、当該特別勘定残額
五 指定期間内の合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかったものがあるとき、当該引き継がれなかった金額

3 前条第二項及び第三項の規定は、法第二條第二項において準用する同条第一項の規定又は第一項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。
4 前条第四項及び第五項の規定は、法第二條第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた資産について準用する。
5 第一項の特別勘定を設けている農業生産法人が合併により消滅した場合に、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、前三項の規定の適用については、これを当該合併法人に係る第一項の特別勘定とみなす。

附則
この政令は、公布の日から施行する。
大蔵大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 小淵 恵三

省令

○大蔵省令第四号

平成十一年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成十二年法律第二号）
第一条及び第二条の規定に基づき、平成十一年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則を次のように定める。
平成十二年二月十八日

大蔵大臣 宮澤 喜一
平成十一年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則（一時所得に係る収入金額とみなされる補償金の金額等）
第一条 平成十一年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成十二年法律第二号）以下「法」という。第一条に規定する大蔵省令で定める金額は、当該個人が、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から当該個人に係る同条に規定する平成十一年度の米需給安定対策に係る事業の米需給安定対策費の金額に相当する金額として交付を受けた金額とする。
法第一条に規定する大蔵省令で定める損失又は費用は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、当該各号に定める損失又は費用で、同条の規定の適用がないものとしたならば所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により平成十一年分の同法第二條第一項第三十五号に規定する農業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるべきものとする。
一 法第一条の農地を米穀（飼料の用に供するものを除く。）以外の作物の生産若しくは栽培の用に供し、又は畜舎その他の農業生産に必要な施設の敷地、山林若しくは養魚池の用に供した場合における当該農地、次に掲げる損失又は費用
イ 当該農地に係るけい酢、水利施設その他所得税法第二條第一項第十八号に規定する固定資産又は同項第二十号に規定する繰延資産に係る資産の取壊し又は除却による損失
ロ イに規定する取壊し又は除却に付随する費用
ハ 当該米穀以外の作物の生産又は栽培をしたことに伴い特別に支出する費用
二 法第一条の農地で前号に掲げるもの以外のもの、当該農地に係る公租公課、農業費、雇人費、減価償却費その他当該農地の維持又は管理に要する費用
（取得した固定資産について圧縮記載が認められる補償金の金額）
第二条 法第二条に規定する大蔵省令で定める金額は、当該法人が、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から当該法人に係る同条に規定する平成十一年度の米需給安定対策に係る事業の米需給安定対策費の金額に相当する金額として交付を受けた金額とする。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
○農林水産省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号）を、実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年二月十八日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢 繁一郎
通商産業大臣 深谷 隆司
運輸大臣 二階 俊博

○厚生省令第十号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号）第四十五條の二並びに身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二條の二第一項、第三條第二項、第五條の八第二項及び第九條の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年二月十八日

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令
身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第一条から第四条までを次のように改める。
（判定書の交付）
第一条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号、以下「令」という。）第一条に規定する判定書の様式は、別表第一号のとおりとする。
（身体障害者手帳の申請）
第二条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号、以下「法」という。）第十五條第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
一 法第十五條第一項に規定する医師の診断書
二 法第十五條第三項に規定する意見書
三 身体に障害のある者の写真
四 前項の申請書の様式は、別表第二号のとおりとする。
（審査を受けるべき旨の通知）
第三条 令第二条の二第一項の規定による通知は、法第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
二 進行性の病変による障害を有するとき。
三 法第十九條第一項の規定による更生医療の給付を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
四 前三号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
○農林水産省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林水産省、通商産業省、令第三号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。
（条例等に係る適用除外）
第二十四條 第十條の二、第十二條及び前条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めにより別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
第十條の二、第十二條及び前条（市町村長の事務に係る部分に限る。）の規定は、市町村の条例、規則その他の定めにより別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
附則
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
○農林水産省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号）を、実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年二月十八日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢 繁一郎
通商産業大臣 深谷 隆司
運輸大臣 二階 俊博

○厚生省令第十号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号）第四十五條の二並びに身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二條の二第一項、第三條第二項、第五條の八第二項及び第九條の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年二月十八日

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令
身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第一条から第四条までを次のように改める。
（判定書の交付）
第一条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号、以下「令」という。）第一条に規定する判定書の様式は、別表第一号のとおりとする。
（身体障害者手帳の申請）
第二条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号、以下「法」という。）第十五條第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
一 法第十五條第一項に規定する医師の診断書
二 法第十五條第三項に規定する意見書
三 身体に障害のある者の写真
四 前項の申請書の様式は、別表第二号のとおりとする。
（審査を受けるべき旨の通知）
第三条 令第二条の二第一項の規定による通知は、法第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
二 進行性の病変による障害を有するとき。
三 法第十九條第一項の規定による更生医療の給付を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
四 前三号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
○農林水産省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第二号
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林水産省、通商産業省、令第三号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。
（条例等に係る適用除外）
第二十四條 第十條の二、第十二條及び前条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めにより別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
第十條の二、第十二條及び前条（市町村長の事務に係る部分に限る。）の規定は、市町村の条例、規則その他の定めにより別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
附則
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(保健所長への通知)

第四條 令第三條第二項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日）
- 二 身体障害者手帳の交付の年月日
- 三 障害名

第四條の二から第六條までを削る。

第七條の見出しを「（身体障害者手帳の記載事項及び様式）」に改め、同条を第五條とする。

第八條の見出しを「（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）」に改め、同条中「第三條」を「第四條第一項」に改め、同条を第六條とし、同条の次に次の見出し及び次の二條を加える。

（身体障害者手帳の再交付）

第七條 身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項目のいずれかに該当するものを有するに至つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第二條の規定を準用する。

2 前項に規定する者は、令第五條第一項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

第八條 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、申請書に、事由を記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。

2 身体障害者手帳の再交付を申請した後、失つた身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。

第九條から第十二條の五までを削り、第十三條を第九條とし、第十三條の一の二を第十條とし、第十三條の一の三を第十一條とし、第十三條の一の四を第十二條とし、第十三條の一の五を第十三條とする。

第十三條の四を削り、第十三條の五を第十三條の四とし、同条の次に次の一條を加える。

（担当する医療の種類の変更）

第十三條の五 令第五條の八第二項の規定による承認の申請は、第十三條の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出することにより行うものとする。

第十三條の六を削る。

第十三條の七第二項を削り、同条を第十三條の六とする。

第十三條の八及び第十三條の九を削る。

第十三條の十第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十三條の七とする。

第十九條の次に次の一條を加える。

（期限の特例）

第十九條の二 前条に規定する報告書の提出の期限が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四條の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第二十條の二第二項を次のように改める。

2 法第二十六條第一項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。

第二十條の三を削る。

第二十條の四「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項」に改め、同条第一号中「廃止」を「廃止し」に改め、同条第三号中「又は」を「又は」に改め、同条を第二十條の三とする。

第二十二條の四に次の一項を加える。

2 法第四十三條の三第二項により読み替えて適用された法第三十九條第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十四号のとおりとする。

第二十四條中「指定都市又は指定都市の市長その他の機関」を「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に、「処理し又は行う」を「処理する」に改め、同条

第三條

第四條第一項

第四條の二

第五條第一項

第六條第一項

第十二條の二

第十二條の三

第十三條の四

第十三條の五

第十三條の六

第十三條の七

第十三條の八

第十三條の九

第十三條の十

第十三條の十一

第十三條の十二

第十三條の十三

第十三條の十四

第十三條の十五

第十三條の十六

第十三條の十七

第十三條の十八

第十三條の十九

第十三條の二十

第十三條の二十一

第十三條の二十二

第十三條の二十三

第十三條の二十四

第十三條の二十五

第十三條の二十六

第十三條の二十七

第十三條の二十八

第十三條の二十九

第十三條の三十

第十三條の三十一

第十三條の三十二

第十三條の三十三

第十三條の三十四

第七條第二項
第八條第二項
第十三條の五
第十三條の六
第十三條の七

第七條第二項
第八條第二項
第十三條の三
第十三條の五
第十三條の六
第十三條の七

別表第一号(1)及び別表第一号(2)中「(瀧川沙路寮)」を「(瀧川沙路寮)」に改める。

別表第二号中「(瀧川沙路寮)」を「(瀧川沙路寮)」に改める。

別表第三号中「(第四條関係)」を「(第二條関係)」に改める。

別表第四号及び別表第五号中「(第七條関係)」を「(第五條関係)」に改める。

別表第九号中「(第十三條の五関係)」を「(第十三條の四關係)」に改める。

別表第十三号の次に次の一表を加える。

に必要なる行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項